



民法演習 I

Q05 それでは参考判例③④によれば、どういものが抵当権の侵害と評価されるのか。

Q06 本件でBの占有によるEの抵当権侵害は生じているのか。

Q07 占有権原が対抗できるBに対しては、妨害排除請求は絶対にできないのか。

※ちょっと応用的。問3の小問4をここで検討。民事執行法55条や187条の保全処分と実体法上の妨害排除請求の異同を問題にした。

問2

Q08 Fの利益状況はBとどこか異なるか(異ならなければ問1と同じ答えになるはず)。

Q09 賃借権は債権であるのに第三者であるBに対して権利を主張することができるのか。 ※補足説明で書く予定。問3の小問2はこれ以下で検討。

Q10 では賃借権の仮登記にはどういう意味があるのか。

※キーワードは仮登記の順位保全効

Q11 では本登記に改めた賃借権に基づいてEは妨害排除を請求できるのか。

Q12 それならEは抵当権に基づく妨害排除請求によりFに対して競売前に明渡しを求めることができるのか。

Q13 (復習を兼ねた派生問) では、買受人は直ちにFに明渡しを求めることができるのか。

Q14 抵当権者は賃借権という占有権原がある者に対しては、およそ妨害排除請求をする余地がないのか。参考判例④は参考にならないのか。

Q15 なぜ「執行妨害目的の利用権設定」を追加的要件とする必要があるのか。

Q16 誰について執行妨害目的が必要か。

Q17 参考判例④に従うとして、問2では要件はみたされるか。

Q18 Fは競売になるとせいぜい6か月の引渡猶予(395条)の保護しか得られないので、競売の進行を妨害する異常な占有を始めるかもしれないが、その場合でも妨害排除請求はできないのか。

問3

Q19 問3のHに対するEの請求は要件をみたすか⇒小問1を検討: AHの契約は異例であるが、それなら無効なのか。

Q20 AH間の賃貸借契約は、改正前395条ただし書の「詐害的短期賃貸借」の特徴をすべて備えているのではないか。契約内容は抵当権者や買受人の権利・利益を害するのか。

Q21 小問3を検討する。抵当権者は、占有権原がないのに、なぜ自らへの引渡しを請求できるのか。

~~問4~~と問5は補足説明でも触れます。